

事務連絡  
平成25年 1月 4日

東海北陸厚生局 医療課 御中

厚生労働省保険局医療課

先進医療Bへ振り分ける先進医療技術について

従前の第2項先進医療から先進医療Bへ振り分ける先進医療技術（別添1）については、平成24年11月30日開催の第2回先進医療会議において了承されたところである。よって、該当する実施医療機関への別添通知について貴局より送付されたい。

なお、今後の運用については下記のとおりとなるため、先進医療Bに移行する前に新たに医療機関から申請があった場合は、当該申請医療機関に対し、下記について留意するよう説明されたい。

記

1. 先進医療Bへ振り分ける先進医療技術については、暫定的に先進医療Aとする。ただし、平成28年3月31日までを移行期間とする。
2. 実施医療機関は、上記移行期間内に先進医療Bとして改めて申請する。なお、試験実施計画等の科学的評価が終了した場合、先進医療Aから削除とする。
3. 上記移行期間内に試験実施計画等の科学的評価が終了しなかった場合、平成28年4月1日をもって先進医療から削除とする。



